

景

観法ができて一〇年になる。景観法では、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動との調和により形成されると位置づけ、景観は地域に固有であることを認めている。地域ごとに独自の景観まちづくりが展開されることが期待され、既に四〇〇を超える自治体で景観計画が策定されている。

都市計画区域内外を問わず、山から集落、都市、海まで行政区域全てを総合的に計画できる特徴を生かし、景観計画を環境管理やまちづくりに展開している自治体がある。その一方で、建築行為や開発における形態規制の計画という概念から抜けきれない自治体は多い。

確かに景観法のしくみは個別の行為を対象に基準をつくるが、敷地単位の基準を決めれば自動的に景観がよくなるものでもない。景観計画によって敷地や開発地区とまちをどのようにつなぐのかを伝えることが重要である。事業者も事業者のニーズに応えようとする設計者も、つくろうとしている建築物や工作物の性能や経済性に目が向きがちである。それは当然のことなのだが、同時に、建築物も工作物も公共施設も、まちの空間を形づくるという意味において担うべき公共性があるはずである。

周辺から突出したボリュームの配置や地域性と折り合いの悪い材料や色など景観に現れる混乱は、個別の開発とまちとのつなぎ方の問題である。そこに公共性が問われる。京都のまちな

各 人 各 説

景観に現れる都市の持続可能性

大阪大学大学院工学研究科 准教授

小浦久子

Hisako Koura



かで町家とマンションの折り合いが悪いとき、「マンションが悪いわけではない。建て方を考えて欲しい」と古くからの住人は語っていた。町の経済活動や暮らしが変われば、空間も変わる。それでも集まって住むという都市性は変わらな

いはずである。
少子高齢化が本格化するなかで、今、都市再生と地域活性化が都市政策の中心にある。なかでも都市再生に見られる開発促進型の規制緩和は、ときに都市空間に大きなインパクトを与える。局所的に床供給や機能集積を高めることが都市全体の持続可能性とどのように関わっているのだろうか。人口減少と産業構造の転換のなか、必ずしも土地の高度利用が求められているわけではない。

近代工業社会では生産機能が人を集める磁力となった。それが二〇世紀の豊かさを実現してきた。しかし、一九九二年のリオの地球サミットでは、経済成長を無批判的に追求するのではなく、環境・経済・社会・文化のバランスのとれた都市のあり方を求める持続可能な発展が地球規模の合意となった。それから既に二〇年以上が経つが、未だに経済的な動力に引きずられているのが、日本の現実ではないだろうか。

今、都市に求められているのは環境・経済・社会・文化のバランスある相互作用のダイナミズムの再生ではないのだろうか。景観はそのバランスを映し出す。